

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

ア 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

（1）激甚災害指定

- ①平成12年から平成15年三宅島噴火による災害
(平成15年3月12日政令51号)
- ②平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成18年9月13日政令第290号)
- ③平成18年9月15日から9月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成18年11月15日政令第359号)
- ④平成19年6月11日から7月17日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成19年8月10日政令第260号)
- ⑤平成19年新潟県中越沖地震による災害
(平成19年11月9日政令第332号)
- ⑥平成19年8月2日から同月4日までの間の暴風雨による災害
(平成19年9月20日政令第295号)

（2）局地激甚災害指定（県内）

平成19年6月16日から7月15日までの間の（梅雨前線）豪雨及び暴風雨（台風第4号）による災害

福岡県 八女郡 矢部村

※（1）、（2）とも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

※激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。（例：特定地方公共団体）

イ 災害救助法の適用（厚生労働省社会・援護局）

県内における適用なし